

第32号議案

東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、公園の使用料及び占用料の額を改定するため提出します。

東京都台東区立公園条例の一部を改正する条例

東京都台東区立公園条例（昭和32年4月台東区条例第2号）
の一部を次のように改正する。

別表第2 占用料の欄を次のように改める。

占用料
2,385円
1,413円
212円
530円
1,060円
176円
212円
530円
1,060円
1,767円
1,767円
706円
1,767円
1,245円
530円
883円
1,420円
13,920円
2,465円
21,750円
58円
58円

別表第3中「1,540円」を「1,767円」に、「3,419円」を「3,760円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の東京都台東区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた使用料又は占用料については、なお従前の例による。